

# 堺市子ども・子育て支援事業計画

イラスト

平成 27 年 3 月



# 1

## 計画策定の趣旨

### 計画策定の背景

- 家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。
- このような中、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実をめざす「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。
- また、「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」が、平成 26 年度で最終年度を迎えました。

### 計画の位置づけ

- 「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 「堺市マスタープラン（さかい未来・夢コンパス）」を上位計画とする「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」の後継計画

### 計画の期間

- 平成 27 年度～平成 31 年度の 5 年間

2015→2020

### 計画の対象

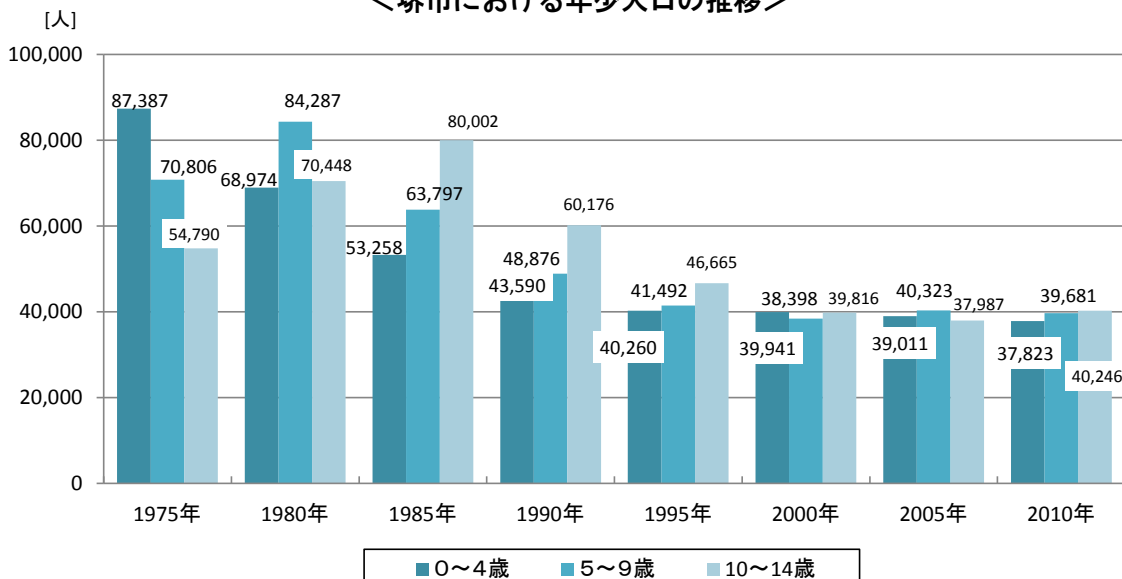
- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの概ね 18 歳までの子ども・青少年とその家庭

# 2

## 年少人口の状況、保育所・幼稚園の利用状況

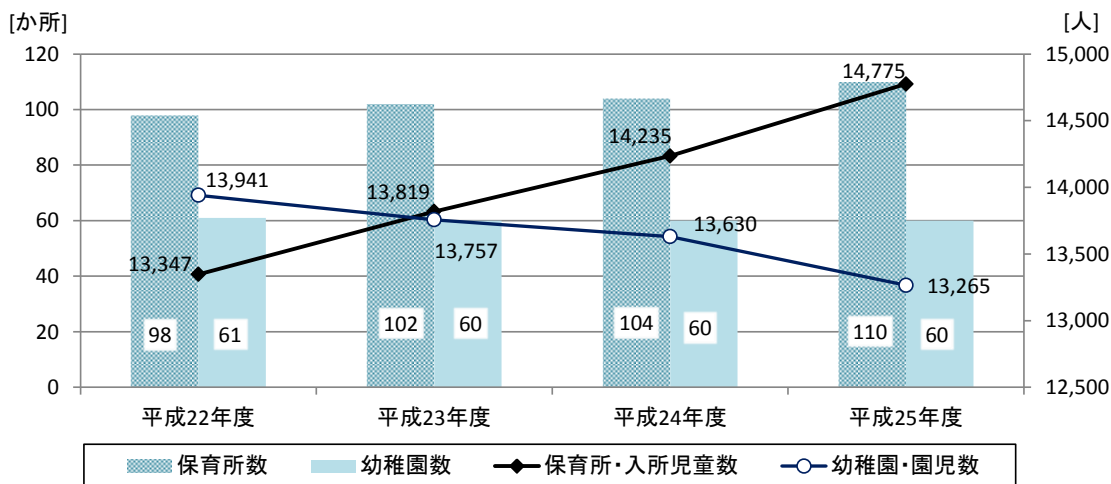
- 堺市における年少人口の内訳をみると、減少傾向が続き、2000年(平成12年)以降はほぼ横ばい状態となっています。
- また、保育所の入所児童数は増加傾向にある一方、幼稚園の園児数は減少傾向にあります。

<堺市における年少人口の推移>



資料) 総務省統計局；国勢調査(1975～2010年)

### <堺市における保育所・幼稚園の利用状況>



資料) 堺市調べ

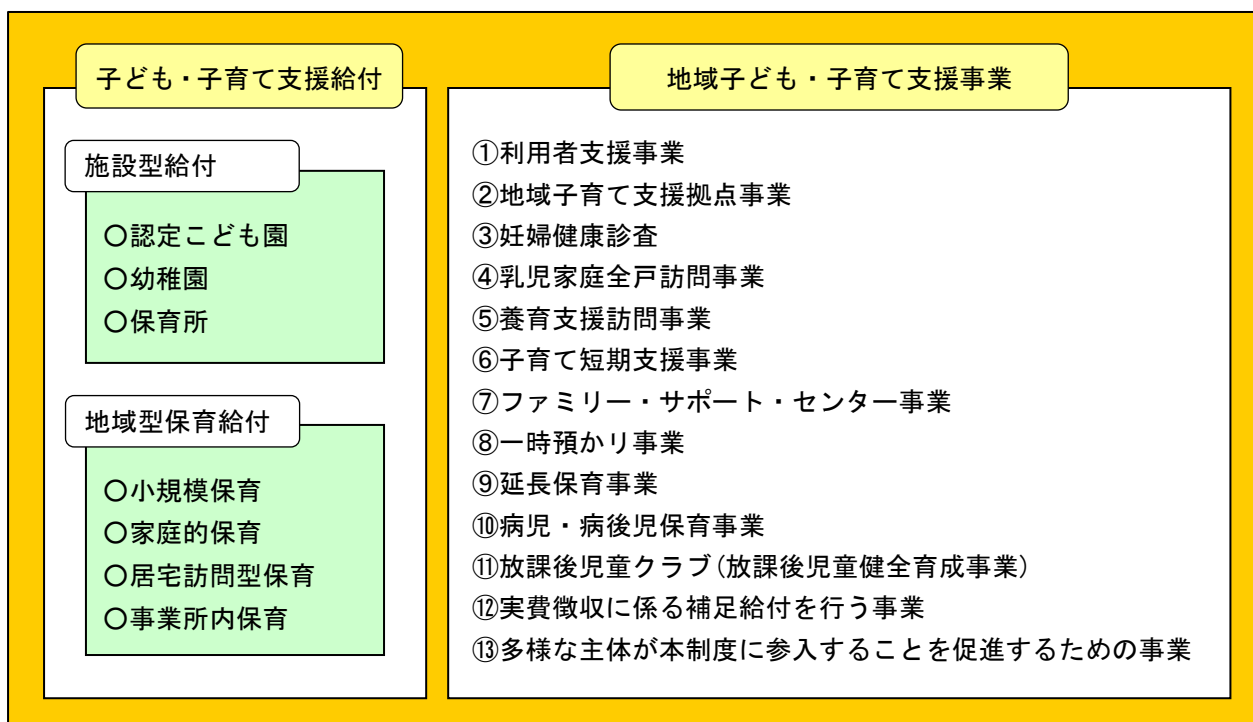
注 1) 保育所数・入所児童数には、私立認定保育所（認定こども園の保育所部分）を含む。

## ③ 子ども・子育て支援新制度について

- 子ども・子育て支援新制度では、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園の普及を促進します。
- 新たに少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設します。
- 地域子ども・子育て支援事業として、在宅子育て家庭も利用できる様々な子育て支援事業を推進します。



### <新制度の全体像>



※幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園とがあり、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

# 4

## 計画の体系

●社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働し、それぞれの役割を果たすことで、全ての子どもが健やかに育ち学ぶまちを築くことが大切です。

基本理念

●子どもの健やかな育ちの推進

●地域と保護者がともに子どもの成長を喜びあえる環境の実現

めざすべき姿

子どもが健やかに育ち学ぶまち・堺  
くみんなで子育てしよう

計画の柱

1. 子育て世帯への  
支援と負担の軽減

2. 社会全体で子どもを  
はぐくむ仕組みづくり

3. 学ぶ力・生きる力の育成

4. 教育・生活環境の充実

施策領域

1. 安心して生み育て、子どもが健やかに育つための支援

2. 地域における子育て支援

3. 多様な保育サービスの充実

4. 個性を伸ばす幼児期からの教育の推進

5. 子育てと仕事や社会参加との両立の支援と生活環境の整備

6. 障害児への支援

7. 子ども青少年の社会的養護等

8. 子ども青少年の心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

9. 子ども青少年の社会参画への芽生えのための支援

10. 子ども青少年の安全の確保

11. ひとり親家庭への自立支援

12. 子ども青少年への育成支援

# 5

## 教育・保育 供給体制の確保方策

### 施設・事業

●本計画では、施設や事業のニーズ量の見込みに応じた供給体制を確保することをめざします。

#### ア. 教育・保育施設

##### 認定こども園【主に0歳～5歳】

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援も行います。

##### 幼稚園【主に3歳～5歳】

幼児の心身の発達のために、満3歳児～小学校就学前児童を対象に、幼児教育を提供する施設。

##### 保育所【0歳～5歳】

小学校就学前児童を対象に、就労や病気等のために家庭で保育ができない保護者に代わって、子どもの心身の発達を目的に保育する施設。

#### イ. 地域型保育事業（主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児）

##### 小規模保育事業

6人～19人までの比較的小規模な、きめ細かな保育を提供する事業。A型（保育所分園に近いタイプ）、C型（家庭的保育に近いタイプ）、B型（A型とC型の中間型）の3タイプがあります。

##### 家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等において、家庭的な雰囲気のもと、5人以下の乳幼児を対象にきめ細かな保育を提供する事業。

##### 居宅訪問型保育事業

乳幼児の住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を提供する事業。  
※障害や慢性疾患等により個別のケアが必要となる場合等への対応が、主な対象となる予定。

##### 事業所内保育事業

事業所の施設内スペース等において、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を提供する事業。従業員の子どもに加え、「地域における保育を必要とする子ども」を受け入れる施設が対象となります。

### 認定区分

●子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所等で教育・保育を利用するに当たって、1～3号の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号	満3歳以上で2号認定以外の場合	認定こども園、幼稚園
2号	満3歳以上で保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合	認定こども園、保育所
3号	満3歳未満で保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業等

### 基本的な考え方

●教育・保育の供給体制の確保に当たっては、教育・保育施設等の定員枠の拡大を計画的に行うとともに、利用者が適切な保育サービスを受けることができるよう、情報提供や相談対応の充実を図ります。

## ＜教育・保育施設等の定員枠の拡大について＞

- 1 既存施設の認定こども園化による利用定員枠の増
- 2 既存施設の利用定員枠の増（定員変更・増改築等）
- 3 教育・保育施設の新設
  - ・ 幼保連携型認定こども園等の募集
  - ・ 一定数の枠が必要な提供区域に限る
- 4 地域型保育事業の新設
  - ・ 1～3の手法による受入枠の増を図ったにもかかわらず、計画上必要な定員枠を確保できない場合
  - ・ 必要な定員枠が少数の提供区域

### 確保方策

#### ＜ 1 号 認 定 子 ども ＞

単位：人

	平成 27 年度	平成 31 年度
量の見込み	12,541	11,191
確保方策	14,376	13,624

#### ＜ 2 号 ・ 3 号 認 定 子 ども ＞

単位：人

			平成 27 年度			平成 31 年度		
			2 号		3 号	2 号		3 号
			3～5 歳	1・2 歳	0 歳	3～5 歳	1・2 歳	0 歳
1	堺区	量の見込み(a)	1,490	882	174	1,287	711	147
		確保方策(既存施設)計(b)	1,490	882	252	1,428	921	261
		必要整備量(a-b)	0	0	0	0	0	0
2	中区	量の見込み(a)	1,430	883	192	1,865	1,046	222
		確保方策(既存施設)計(b)	1,430	883	248	1,686	1,010	266
		必要整備量(a-b)	0	0	0	179	36	0
3	東区	量の見込み(a)	1,007	576	141	1,708	834	197
		確保方策(既存施設)計(b)	1,007	576	144	1,510	767	181
		必要整備量(a-b)	0	0	0	198	67	16
4	西区	量の見込み(a)	1,553	899	186	1,615	856	178
		確保方策(既存施設)計(b)	1,553	916	275	1,615	942	279
		必要整備量(a-b)	0	0	0	0	0	0
5	南区	量の見込み(a)	2,162	892	170	2,169	789	160
		確保方策(既存施設)計(b)	2,162	951	225	2,562	1,228	270
		必要整備量(a-b)	0	0	0	0	0	0
6	北区	量の見込み(a)	2,339	1,432	300	2,484	1,442	304
		確保方策(既存施設)計(b)	2,339	1,432	382	2,484	1,436	387
		必要整備量(a-b)	0	0	0	0	6	0
7	美原区	量の見込み(a)	425	238	49	546	332	71
		確保方策(既存施設)計(b)	425	238	53	507	303	65
		必要整備量(a-b)	0	0	0	39	29	6

# 6

## 地域子ども・子育て支援事業 供給体制の確保方策(抜粋)

事業名		単位		平成 27 年度	平成 31 年度
利用者支援事業		箇所数	量の見込み	7	7
			確保方策	7	7
地域子育て支援拠点事業	みんなの子育てひろば事業	延べ利用人数	量の見込み	100,200	100,200
			確保方策	84,000 (30 か所)	100,200 (36 か所)
	地域子育て支援センター事業	延べ利用人数	量の見込み	23,100	23,100
			確保方策	23,100 (7 か所)	23,100 (7 か所)
	キッズサポートセンターさかい事業	延べ利用人数	量の見込み	15,000	15,000
			確保方策	15,000 (1 か所)	15,000 (1 か所)
一時預かり事業	民間保育所等一時預かり事業(民間保育所等)／堺市一時保育事業(公立保育所)	延べ利用人数	量の見込み	22,740	32,800
			確保方策	22,740	32,800
	私立幼稚園預かり保育推進事業	延べ利用人数	量の見込み	49,381	122,518
			確保方策	49,381	122,518
	市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施	延べ利用人数	量の見込み	10,000	10,000
			確保方策	10,000	10,000
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	就学前	活動件数	量の見込み	9,582	12,550
	就学後			7,736	8,316
	就学前		確保方策	9,582	12,550
	就学後			7,736	8,316
時間外保育事業		利用児童数	量の見込み	6,600	7,880
			確保方策	6,600	7,880
病児・病後児保育事業		延べ利用人数	量の見込み	2,500	2,600
			確保方策	2,300 (4 か所)	2,600 (5 か所)
放課後児童健全育成事業	小1～3	利用児童数	量の見込み	7,800	8,050
	小4～6			2,200	2,350
放課後児童健全育成事業	小1～3		確保方策	6,800	6,900
	小4～6			1,800	1,800
放課後子供教室(全児童対策)	小1～3			1,000	1,150
	小4～6			400	550

# 7

## 計画推進に向けて

### 推進体制の整備

- 「堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会」を中心として、関係部局間の連携を図り、総合的かつ円滑な実施を推進していきます。
- 子育て中の保護者、事業者、地域活動団体、有識者等で構成される「堺市子ども・子育て会議」において、施策の推進に必要な事項を審議するとともに、「区教育・健全育成会議」における提言等を踏まえ、市民・事業者・関係機関等と連携しながら、取組を進めていきます。

### 継続的な点検

- 「堺市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、施策の改善につなげます。
- 計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画の見直しを行います。



この計画書の本編は、堺市ホームページでご覧になれます。  
堺市ホームページアドレス：<http://www.city.sakai.lg.jp/>

### 堺市子ども・子育て支援事業計画（概要版） / 平成 27 年 3 月

編集・発行：堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課  
教育委員会事務局学校管理部学校環境整備室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

電話：072-228-7104 FAX：072-228-7106 メール：koki@city.sakai.lg.jp  
＜堺市行政資料番号 1-F 3-1 4-0 2 6 5＞